第五条　この法律の施行の際現に旧長期信用銀行法第六条の三第一項の認可を受けて同項に規定する外国銀行代理業務を営んでいる長期信用銀行は、内閣府令で定めるところにより、施行日から起算して三月を経過する日までに新長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行が属する同条第二項に規定する外国銀行グループについて内閣総理大臣に届け出たときは、当該外国銀行グループについて同項の認可を受けた長期信用銀行とみなす。

（権限の委任）

第六条　内閣総理大臣は、附則第三条及び前条の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この法律の施行の際現にされている農林中央金庫法第三条第六項の規定による認可の申請のうち農林中央金庫と第八条の規定による改正後の農林中央金庫法第三条第七項に規定する者との間の契約に関するものは、同項の規定によりした届出とみなす。

（資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に仮想通貨交換業（第十一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下この条において「新資金決済法」という。）第二条第七項に規定する仮想通貨交換業をいう。以下この条において同じ。）を行っている者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新資金決済法第六十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により仮想通貨交換業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新資金決済法第六十三条の二の規定にかかわらず、当該仮想通貨交換業を行うことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により仮想通貨交換業を行うことができる場合においては、その者を仮想通貨交換業者（新資金決済法第二条第八項に規定する仮想通貨交換業者をいう。）とみなして、新資金決済法の規定を適用する。この場合において、新資金決済法第六十三条の十七第一項中「第六十三条の二の登録を取り消し」とあるのは、「仮想通貨交換業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　前項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により仮想通貨交換業の全部の廃止を命じられた場合における新資金決済法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により新資金決済法第六十三条の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

（登録免許税法の一部改正）

第九条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十五号㈡中「第五十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号㈢中「第六条の三第一項」の下に「又は第二項」を加え、同表第四十九号中「、資金移動業者の登録」の下に「、仮想通貨交換業者の登録」を加え、同号㈣を同号㈤とし、同号㈢を同号㈣とし、同号㈡の次に次のように加える。

㈢　資金決済に関する法律第六十三条の二（仮想通貨交換業者の登録）の仮想通貨交換業者の登録	登録件数　一件につき十五万円

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「第四十一条第一項の届出」の下に「、同法第六十三条の二の登録、同法第六十三条の六第一項の届出」を加える。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第十一条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

（会社法の一部改正）

第十二条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第五十七条第六項並びに」を「第五十七条第六項、」に、「（以下」を「並びに資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十条第四項、第六十一条第七項及び第六十三条の二十第七項（以下」に改める。

（郵政民営化法の一部改正）

第十三条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第六十四条中「第五十二条の二十一第一項」を「第五十二条の二十一第二項及び第五十二条の二十一の二」に改める。

第百十一条第一項中「とき」の下に「（同法第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社にあっては、郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数（同法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）」を加え、同条第二項中「郵便貯金銀行の子会社」の下に「（同条第一項第十二号の三に掲げる会社にあっては、郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）」を加え、同条第八項中「、第十三号又は第十四号」を「又は第十二号の三から第十四号まで」に改め、「主として」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第二項」を「、第二項ただし書又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「又は第二項」を「、第二項ただし書又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　郵便貯金銀行は、郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社（郵便貯金銀行の子会社及び同項第十二号の三に掲げる会社を除く。）が同号に掲げる会社となったことを知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第百二十条第一項第二号及び第百二十三条第二号中「第百十一条第八項」を「第百十一条第九項」に改める。

第百九十六条第三号中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第四号中「第百十一条第六項」を「第百十一条第七項」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第十四条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第二条第二項中第四十六号を第四十七号とし、第三十一号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　資金決済に関する法律第二条第八項に規定する仮想通貨交換業者

第二条第三項中「前項第三十八号」を「前項第三十九号」に改める。

第四条第一項中「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十三号」に、「第二条第二項第四十三号から第四十六号まで」を「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」に改め、同条第二項及び第五項の表国等（人格のない社団又は財団を除く。）の項中「第二条第二項第四十六号まで」を「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」に改める。

第七条第二項中「第二条第二項第四十三号から第四十六号まで」を「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」に、「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」に改める。